# 工事請負契約書



| 1. 工事名  | 高木喜久代様集合住宅新築工事       |
|---------|----------------------|
| 2. 工事場所 | 愛知県 半田市 大伝根町 2丁目 8-1 |
| 3. 工期   | 9月28日~ 10月4日         |
| 4. 請負金額 |                      |
| 5. 支払方法 | TR 32                |
| 6. 支払時期 | 月末等翌月末和              |
| 7. 工事概要 | 月方大「事                |
| )       |                      |
|         |                      |
|         |                      |
|         |                      |

上記の工事について、発注者(甲)と、請負者(乙)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、 請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

R6年10月17日

注文者(甲)

住所

〒491-0831 一宮市森本4丁目12-36

氏名

代表取締役 アリオグル ビラル

請負者(乙)

# 工事請負契約約款

#### (総則)

- 第1条 発注者と請負者(以下、発注者を「甲」、請負者を「乙」といい、甲及び乙を「当 事者」という)。とは、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、 互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約約款(以下「約款」という) に基づいて、誠実にこの契約(契約書及び約款を内容とする請負契約をいい、その 内容を変更した場合を含む。以下同じ。)を履行する。
  - 2 乙は、契約に基づいて、協力工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、 田は、その請負代金の支払を甲の定めた支払い条件に応じて完了する。

#### (請負代金の支払方法及び時期)

- 第2条 工事の請負代金の支払方法及び時期は甲の支払規定に定めるところによる。
- 2 甲は、やむ得ない場合には、甲の支払規定の定めにかかわらず、乙の同意を得て請 負代金の支払の時期又は支払方法の変更をすることができる。

#### (工事変更、中止等)

- 第3条 甲は、必要があると認められるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更 L.又は丁事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合に おいて、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して工期又は請負代金額 を変更する。
- 2 前項の措置により発生した費用の負担及びその額は、甲乙協議して定める。

- 第4条 乙は、災害防止などのため必要があると認められたときは、甲に協力して臨機の措 置をとる
- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用の うち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分に ついては、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定 める。

# (天災による損害)

第5条 天災などの不可抗力によって、工事目的物、工事材料又は工事仮設物に損害が生じ た場合、乙が遅滞なく甲に通知して確認を受け、かつ、乙が善良な管理者としての 注意をしたと認められるものについては、甲がこれを負担する。

### (物価変動への対応)

第6条 工期内に賃金または物価の著しい変動により請負代金額が明らかに不適当となり、 これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更す ることができる。

# (第三者に及ぼした損害)

第7条 施工について第三者(関連工事の請負等を含む。以下本条において同じ。)に損害を 及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰す べき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により 生じたものについては、この限りでない。

# (支給材料及び貸与品)

- 第8条 甲の支給材料及び貸与品は、あらかじめ甲の検査または試験に合格したものとする。
- 2 甲が必要と認めた場合は、甲の検査または試験に乙の立会を求める。
- 3 乙は、支給材料または貸与品の数量、品質、規格または性能が設計図書の定めと異 なり、また供用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を甲に通知する。

- 4 乙は、支給材料または貸与品について、善良なる管理者の注意を持って使用し、ま たは保管する青を負う。
- 5 乙は、支給材料(有償支給材料を除く。)が不要になったとき、または貸与品が使 用済みとなったときは速やかにこれを甲に返却する。

- 第9条 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅 滞なく完成確認の検査を行う。
- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。 (引渡し時の支払い)
- 第10条 乙は、第9条(完成検査)の検査に合格したときは、引渡と同時に請負代金の支払 いを請求することが出来る。
  - 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより請負代 金を支払う。

#### (履行遅滞の場合における損害金)

- 第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約で取り決めた工期内に工事を完成することが できない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、 甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。
  - 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額 を控除した額につき、遅延日数に応じ、甲乙協議して定める。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未 受領金額につき、遅延日数に応じ、甲乙協議して定める割合で計算した額の遅延利 息の支払を甲に請求することができる。

# (紛争の解決)

- 第12条 約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、 その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の 合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」 という。) の斡旋又は調停により解決を図る。
- 第13条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の斡旋又は調停により紛争を解決する見込 みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲 裁判断に服する。

第14条 契約書ならびに約款の疑義及び定めのない事項については必要に応じ甲乙協議し、 特約において定めることとする。

### (合意管轄)

第15条 本契約書に関し紛争が生じた時は、地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

| 特記事項〕上記工事請負契約約款に記載されていない事項を記入 |  |
|-------------------------------|--|
|                               |  |
|                               |  |
|                               |  |
|                               |  |
|                               |  |